

後期高齢者医療被保険者の人へお知らせ

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

«軽減期間—制度加入した月から2年間に»

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
- ※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている人などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

保険料額
(年額)

= 均等割額
(被保険者1人当たり)
47,900円

※年額62万円が上限です

+ 所得割額
(総所得金額等-33万円
(基礎控除))
× 所得割率 9.26%

平成31年度は保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。
被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料の軽減は、軽減期間が見直されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 «5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更に»

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

「基礎控除額（33万円）」+「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

「基礎控除額（33万円）」+「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

→ 保険料の均等割額を **8割軽減**
(変更前) 9割軽減
介護保険料の軽減拡充等に合わせて軽減率が下がります。

→ 保険料の均等割額を **8.5割軽減**

→ 保険料の均等割額を **5割軽減**

→ 保険料の均等割額を **2割軽減**

*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

平成30年度

均等割額5割軽減
(所得割額はかかりません)

平成31年度

後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までの間
・・・均等割額5割軽減
2年経過後 ・・・均等割額軽減なし
(所得割額はかかりません)

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成31年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）又は**普通徴収**（納付書又は口座振替）により納めることになります。

特別徴収の方

平成31年4月より **年金からの差し引き** により保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成31年4月より **納付書又は口座振替** により保険料を納めていただきます。

～ 特別徴収から口座振替への変更について～

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

南関町交流センター「入浴時間延長」のお知らせ

交流センターの入浴時間の延長を4月2日火から試験的に行います。

これまで午後4時で終了していた入浴時間を午後7時まで延長します。

なお、入浴時間のみの延長となりますので、入浴施設以外の利用はできません。

詳しくは南関町役場福祉課（電話：57-8503）、交流センター（電話：53-2007）

までお尋ねください。

